

東日本大震災における遺体処理の実態解明

Elucidation of actual condition of dead body processing during the 2011 East Japan Great Earthquake Disaster



<http://risk-mg.iis.u-tokyo.ac.jp/>

はじめに

巨大地震が頻発する時期を迎えている我が国では、東日本大震災の前から、宮城県沖地震や首都直下地震、南海トラフ沿いの巨大地震の発生が危惧されてきた。従来は将来の人的・物的被害を軽減するための様々な事前と事後の防災対策が立案・実施されてきたが、東日本大震災では、1万8千人を超える死者行方不明者が発生し、行方不明者を除く、1万5千人を超える遺体の処理が地震直後から大きな問題になった。従来、遺体処理の問題はタブー視される場合もあり、多くの自治体では具体的かつ十分や対応法が議論されてこなかった。本研究では、東日本大震災の被災自治体の遺体処理に関する課題点を抽出するとともに、広域火葬計画を定めている自治体の遺体処理業務計画の問題点と合わせ、効率的で且つ遺族心情にも配慮した遺体処理業務モデルの提案を試みる。

研究の流れ

1. 新聞等のデータベースから遺体処理業務に関する情報を整理
2. 被災自治体へのヒアリングとアンケート調査
3. 遺体処理業務フローの提案

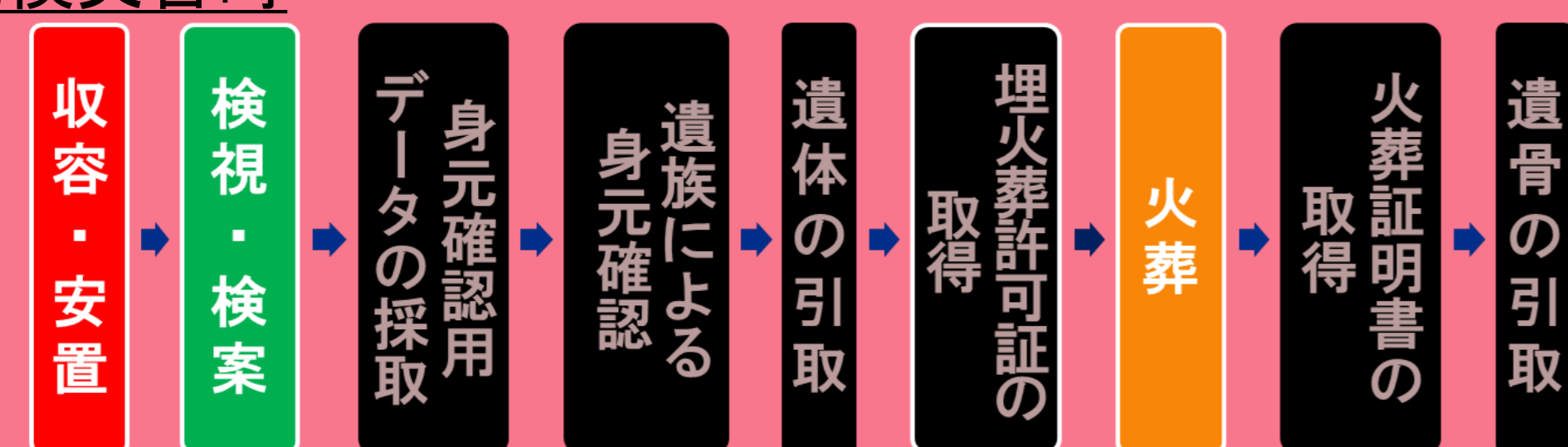
遺体処理業務の流れの整理 (ヒアリングとアンケート調査)

平常時

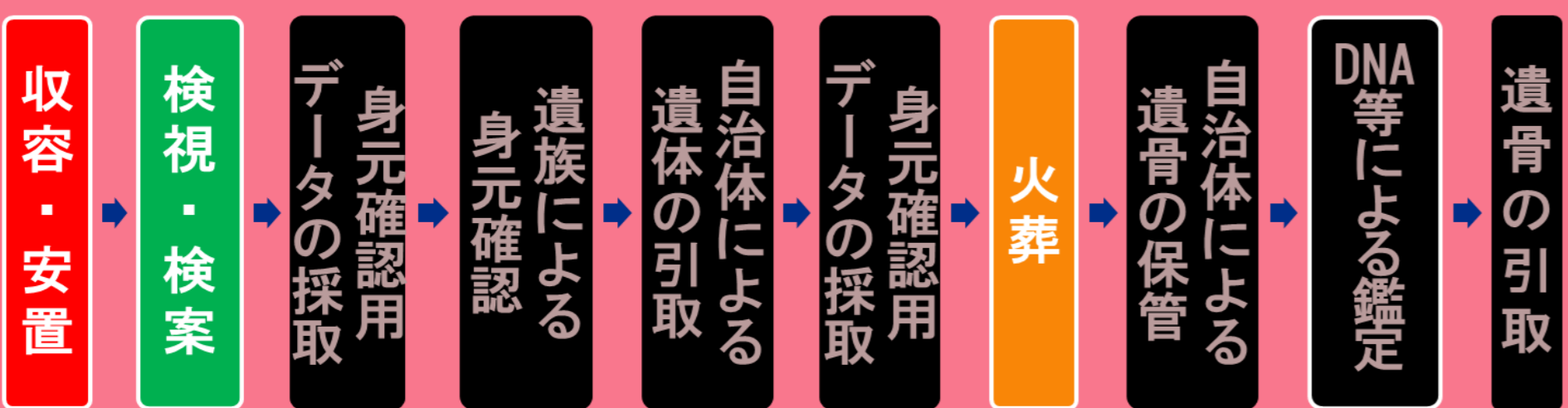


異状死の場合における遺体処理過程 (刑事訴訟法第229条, 死体解剖保存法第8条)

大規模災害時



大規模災害時における大まかな遺体処理過程 (身元判明の場合, 地域防災計画, 広域火葬計画等に基づく)



大規模災害時における大まかな遺体処理過程 (身元不明の場合, 地域防災計画, 広域火葬計画等に基づく)

～遺族にとっての復旧・復興とは～

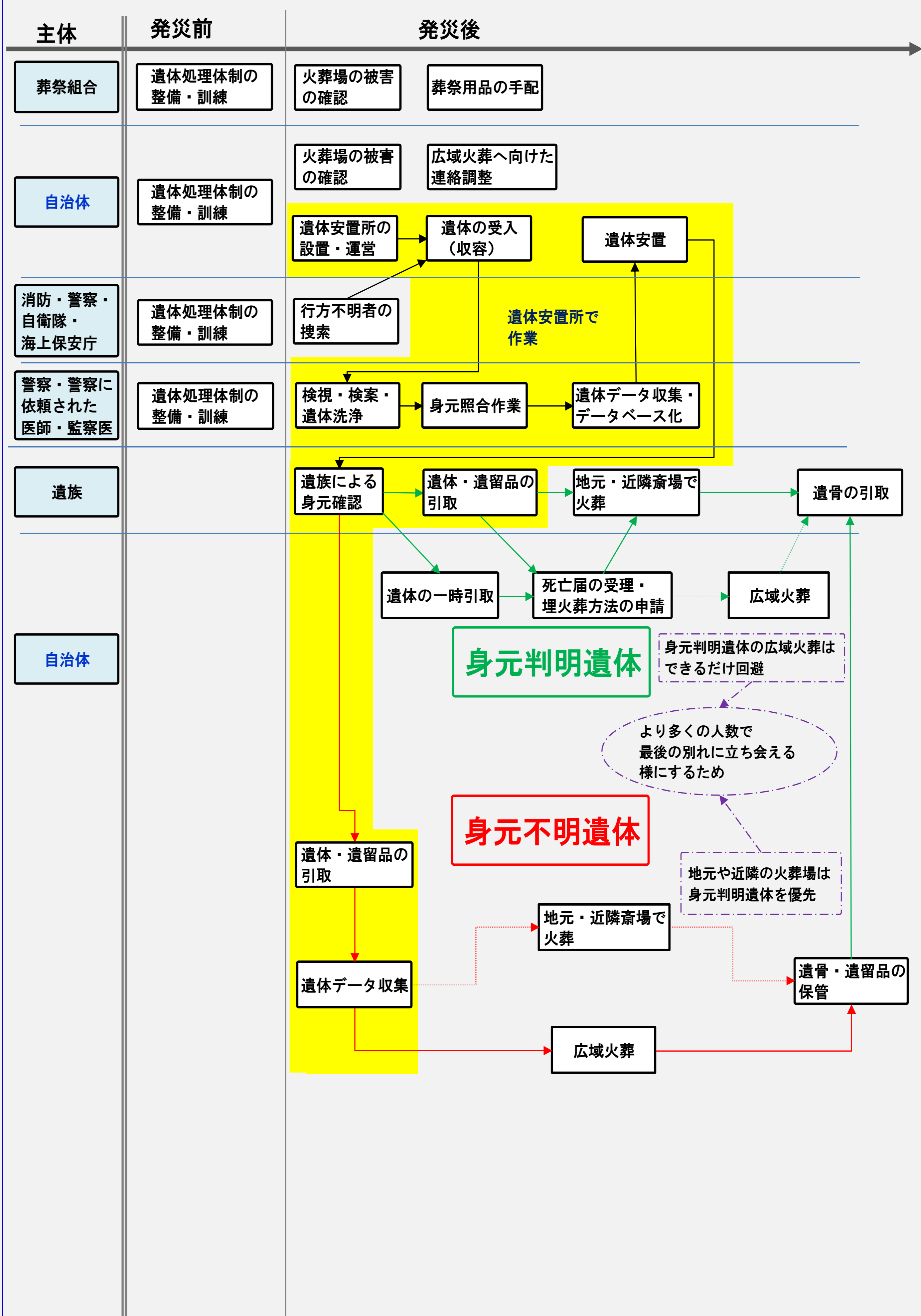
- 1) 行方不明者や遺体の身元が確認されること
- 2) 遺体の火葬が完了すること
- 3) 行方不明の状況が続く人(犠牲者)の家族にとっては、捜索打ち切り等によって、心身面に一区切りをつけること

遺体処理業務フローの提案

業務フローのポイント

- ・遺体集中安置後は直ちに検視・検案できる流れにする
- ・身元判明・不明遺体ごとに火葬場所を明確にする (但し、状況によっては、臨機応変に対応することが必要)

◆大規模災害時へ向けて提案する遺体処理業務フロー図◆



考察・課題

東日本大震災では被災地域内の火葬場の処理能力を遥かに越える多数の死者が発生し、宮城県内の6市町では仮埋葬(土葬・改葬)が行われた。東日本大震災を機に、遺体処理計画を検討する自治体は増えているが、その数はまだまだ少なく、被災地でもこれから検討を始める自治体が多い。

本研究では遺体の安置や火葬に要する期間の算出まで至らなかった。一般に災害時の遺体の火葬完了や行方不明者の捜索は、発災から原則10日以内に終わらせる必要があると言われているが、この日数にこだわらず、日本全国の火葬能力の下で、想定されているハザードごとに遺体処理に要する期間、必要となる用具や人手等を算出する必要がある。今後は数字による裏付けを得ることで、より精度の高い業務フローを作っていく必要がある。